火薬類製造担当職員（係長級）募集要項

１　職務内容

警察庁長官官房会計課の所掌事務のうち、火薬類製造業務等を担当する係長級職員として採用します。

２　募集人員

若干名

３　応募資格

○　火薬類製造保安責任者（甲種）又は火薬類製造保安責任者（乙種）の資格を有する者

○　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であって、一定の職務経験（大学を卒業した者は15年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は18年以上、高等学校を卒業した者は20年以上）を有する者

４　採用予定時期

令和９年４月１日（採用予定者の事情に配慮しますので、御相談ください。）

５　申込期限・書類送付先

(1)　申込期限

令和８年12月４日（金）（必着。郵送（簡易書留又は書留扱い）に限ります。）

(2)　書類送付先

警察庁長官官房会計課装備室

〒100-8974　東京都千代田区霞が関２－１－２

☎03-3581-0141（内線721-221）

担当：金子

(3)　送付要領等

必要書類を封筒に入れ、表に「火薬類製造担当職員申込書類　在中」と朱書きしてください。

なお、応募書類は返却いたしません。

６　申込書類

○　履歴書（市販されているものに顔写真を貼付し、また、確実に連絡の取れる電話番号を明記してください。また、履歴欄は、空白期間がないよう記入してください。）

○　職務（勤務）経歴書

○　火薬類製造保安責任者（甲種）又は火薬類製造保安責任者（乙種）の免状の写し

7　試験期日・場所

(1)　一次試験（書類審査）

合否の結果については、本人宛に通知します（１月末頃発送予定)。
なお、不合格者には通知しません。

(2)　二次試験（作文試験・面接試験）

試験期日：令和９年２月上旬頃から２月中旬頃
所要時間：おおむね２時間（業務内容の説明を含む。）
場所：東京都内（詳細は一次試験合格者に郵送にて通知します。）

8　最終合格発表

最終の合否結果については、郵送をもって二次試験受験者全員に通知します。
※　通知は、履歴書に記載の現住所に郵送します。

9　待遇

(1)　雇用形態

常勤の国家公務員（国家公務員として国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく守秘義務、再就職制限、兼業制限等が適用されます。）

(2)　給与

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）及び人事院規則の規定に基づき､過去の勤務経験等を考慮して行政職(一)３級以上の給与が支給されます。

(3)　勤務時間

平日の午前８時30分から午後５時15分までの間（原則）
必要に応じ勤務時間外の勤務が必要となる場合があるほか、月に数回の頻度で宿日直勤務があります。

(4)　勤務場所

警察庁（勤務地は東京都内、詳細は二次試験（面接試験）時に通知します。）

(5)　休暇

土日、祝祭日、年末年始のほか、年次休暇等があります。

(6)　社会保険

警察共済組合に加入することになります。

10　この試験を受けられない者

○　日本国籍を有しない者
○　次のいずれかに該当するとして、国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

11　受験に係る費用等

受験のための旅費、郵送代等は、各自負担となります。

12　問い合わせ先

５の「申込期限・書類送付先」の(2)に同じ

お電話によるお問い合せは、平日の午前９時から午後５時までの間となります。

13　その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報は、この採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。

また、その管理は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に行います。